第4次三重県食育推進計画(仮称)中間案(令和3~7年度)

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 今後に向けた課題と食をめぐる現状

(1) これまでの取組と課題

これまでの取組において、小中学校における食育推進組織の設置など食育を推進 する体制が進んだ一方で、小中学生の朝食の喫食や学校給食への地場産物導入、 成人の健康に配慮した食生活の実践などは、当初の計画どおりに進展していません。 適切な生活リズムの習得や農林水産物とその生産現場への理解増進、若い世代も含 めた生活習慣病の予防等に向けて、さらなる取組の充実が必要となっています。

(2)食育をめぐる現状

SDGsの達成に向けて、食育の推進が果たす役割に期待が寄せられている中、「食 品ロスの削減の推進に関する法律 | が令和元年に施行され、取組の充実が求められ ています。

また、県では、令和元年度から、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業の健 康経営を促進しているところであり、市町や企業等関係機関と連携して食育の視点を 通じた健康づくりの取組を進めているところです。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による、地産地消への意識の 高まりやデジタル化の進展など、食育を取り巻く環境変化への対応も必要となっていま す。

(3) 国の考え方

国の第4次食育推進基本計画の重点課題の考え方(案)として、「新たな日常やデジ タル化に対応した食育」や「生涯を通じた心身の健康を支える食育」、「持続可能な食 を支える食育」の推進が盛り込まれています。

2 第4次三重県食育推進計画策定の方向性

今後に向けた課題と食育をめぐる現状、国重点課題の考え方(案)を踏まえ、「みえ の食育」に取り組むこととします。

<3つの取組方針~生活・地域・環境~>

取組方針については

- ・ 健全な食生活の実現に向けて、家庭、学校・保育所等、職場を含めた地域など における生涯を通じた切れ目のない取組が重要であること。
- ・ 消費者に対する地域の農林水産業への理解促進や食文化の維持・継承を進め るには、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を深め地域全体で取り組む 必要があること。
- · 環境と調和のとれた食料の生産や消費の推進がより一層重要となっていること。

を踏まえて、第4次計画の取組方針を「生活」、「地域」及び「環境」の3つの観点から 整理しました。

く具体的な施策>

3つの取組方針に基づき、農林漁業者や食品関連事業者、ボランティア、教育関 係者、市町等の**関係者との連携・協働**を図りながら、効果的な情報発信や研修などを 行ううえで、デジタル(オンライン)技術を活用しつつ具体的な施策を展開します。

<目標項目>

「みえの食育」に取り組む方針の**主指標**として、さらに取組を充実させる第3次計画の **項目を継続**するとともに、新たに**必要な項目を加える**ことを検討しています。

また、具体的な**施策の進展状況を適切に把握**するための**副指標**を新たに設けます。

<計画期間>

令和3年度から令和7年度までの5年間

第2 「みえの食育」に取り組む方針

17 パートナーシップ? 日報を建成しよう

豊かな生活を支える食育の推進

乳幼児から高齢者に至るまで、さまざまな生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じます。特に、乳幼児期からの 基本的生活習慣の形成に資する取組、高齢者の健康寿命の延伸、健康づくりや生活習慣病の予防、食生活の多様化をふまえた「日本型食生活」の推進につな がる取組など、生涯を通じた切れ目のない食育の取組を推進する他、食事を楽しみ、つながりを大切にする共食機会の創出による食育推進に取り組みます。

家庭においては、健全な食生活の実現に向けて食品の適切な選択や食の安全に配慮した取扱への理解促進を行うとともに、災害に備えた食の確保の啓発に取 り組みます。

また、学校や保育所等においては、栄養教諭や栄養士等を中核として、関係者が連携した食育の体系的・継続的な実施を推進します。

(2) 学校、保育所等での取組

● 学校における食に関する指導の充実

● 就学前の子どもに対する食育推進

● 学校給食の教育的意義を高める取組

● 食育を通じた健康状態の改善等の推進

さらに、多様なつながりによる取組として、従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る企業等や健康に配慮した食事や食品を提供する食品関連事業者の取り 組みを支援します。

指標項目

(主指標) O 朝食を毎日食べている子どもたち (小中学生) の割合

(副指標) ● 「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」に応募する学校の割合 (主指標) 〇 栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合

○ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に 気をつけた食生活を実践する人の割合

(副指標) ● 健康に配慮したメニューやバランスの良い食事に役立つ情報を提供する 飲食店数

● 従業員に対する食育を実践している事業所給食施設の割合

2 豊かな地域を支える食育の推進

地産地消運動や、農林漁業者等との交流、農林漁業体験の推進に係る 施策等を講じることで、県民が県内産農林水産物に触れ親しむ機会を増や し、生産者をはじめとする「食」に関わる多くの関係者のつながりにより、食が 支えられていることを知る機会を増やします。

また、各地域の気候・風土に応じて生産される様々な農林水産物や、それ らを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、農林水産業や食文化が 次の世代へ維持、継承されるよう支援を行います。



3 かべての人に







指標項目

(主指標) 〇 学校給食における地場産物使用割合の増加

● 地場産物を活用した学校給食用一次加工品開発数

● 県内産農林水産物紹介資料の種類

(主指標) 〇 市町食育推進計画の策定率

(副指標) ● 市町や関係団体等を対象とした連絡会議開催数

3 豊かな環境を支える食育の推進

環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理、環境と調和のとれた持 続可能な食料生産等の重要性を情報発信し、理解促進を図ります。

また、食品ロスの削減に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動である 「**倫理的消費(エシカル消費)」の啓発**を行うとともに、食品関連事業者や教育関 係者、市町等多様な関係者との連携・協働を図ります。













指標項目

(主指標) 〇 食品ロスに関する数値目標(検討中) (副指標)● 検討中

具体的な施策

1 豊かな生活を支える食育の推進

(1) 家庭での取組

- 生活リズムの向上
- 望ましい食習慣や知識の習得
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- 青少年及びその保護者に対する食育推進
- 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育
- 健康寿命の延伸につながる食育推進
- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- 災害への「食」の備えの啓発 新規

2 豊かな地域を支える食育の推進

- (1)農林水産業の理解を深める取組
- 地産地消の推進と食文化の維持・継承
- 農林漁業体験を通じた食育推進

(3) 多様なつながりによる取組

- 専門的知識を有する人材の養成・活用
- 食の安全・安心確保に関する取組
- 食品関連事業者等による食育推進
- 職場における従業員等の健康に配慮した食育推進
- 共食機会の創出 新規

3 豊かな環境を支える食育の推進

- (1)環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組
- 持続的な生産方法や資源管理等に関する普及啓発 新規
- エシカル消費の啓発新規
- 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組